

重要事項説明書 別紙 I

景翠会では令和 7 年 8 月より「重要事項説明書」の運用に関して、職員間、ご利用者様対応におけるハラスメント防止の観点から、以下の通り変更・改定を行うこととなりました。

第 19 条 ハラスメントの防止・対応

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。従業員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等により適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させていただくことがあります。

また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。

○暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃

○性的な嫌がらせ

・性的な行動(性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画等を見せることなど)

○職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為

○介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求や、サービス利用に関する助言や相談の申入れ等を理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

重要事項説明書 別紙Ⅱ

災害時等の対応について

～ご利用者様・ご家族様へのお願い～

第 20 条 業務継続計画の作成

当事業所では、災害時等においても、できる限り安全にサービス提供が継続できるよう、日頃より準備や確認を行っております。

しかし、災害の発生または発生のおそれがある場合には、道路状況、交通事情、通信状況、職員の安全確保等により、通常どおりの営業、送迎およびサービス提供が困難となる場合があります。

その際には、営業の中止、サービス時間の変更、送迎の遅延または中止、ご利用中であっても早期帰宅や事業所内での待機等の対応を取らせていただくことがあります。

対応が困難な場合には、できる限りご連絡を差し上げるよう努めますが、災害状況や通信状況によっては、連絡が取れない場合もございます。

当事業所としても可能な限り対応に努めますが、災害時には事業所のみで全ての対応を行うことが困難となる場合があります。あらかじめ、ご本人様・ご家族様におかれましても、緊急時の連絡方法、避難場所、ご家族様のお迎え等についてご確認いただき、災害時の対応をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、ご自宅が崖地付近や土砂災害等の危険が想定される地域にある場合には、状況に応じて近隣の避難場所等への送迎を検討いたしますので、あらかじめ避難場所をご確認のうえ、事業所までお知らせくださいますようお願いいたします。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。